

令和7年4月1日

中核機能強化（事業所）加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び

中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況

石狩市子ども発達支援センター

1. 基本要件

	項目	取組状況（令和6年度）
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について	石狩市地域自立支援協議会の構成員である。石狩市地域自立支援協議会こども部会に参画している。
2	専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保について	石狩子ども発達支援センター運営規程を定めている。 定期的に研修を行なっている。
3	障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について Ⅰ．地域の障害児通所支援事業所との連携体制 ・地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している。 Ⅱ．インクルージョンの推進のための体制 ・保育所等訪問支援の指定を有している。 Ⅲ．早期の相談支援等を行うための体制 ・障害児相談支援の指定を有している。	Ⅰ 市内小中学校、市内及び近郊の特別支援学校、市内こども園等、市内障害児通所支援事業所及び行政が参加できる石狩市療育支援連絡会を年4回開催している。研修会や学習会を計画、実施している。グループワークを行ない、情報共有を図っている。 Ⅱ 保育所等訪問支援の指定を受けている。 Ⅲ 障害児相談支援の指定を受けている。
4	地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表（年に1回以上）	本書により公表
5	第三者評価等、外部の評価機関による外部評価に受審	委託相談事業連絡会議（石狩市福祉部障がい福祉課、石狩市相談支援センターぷろっぷ、相談

		室ヨルド) の第三者評価を受審 (受審日：令和7年9月10 日)
--	--	--

2. 体制要件

	項目	取組状況（令和6年度）
	基本要件の2及び3の取組を進める上で中心となる者を配置できる体制の確保 以下の職種に該当するものであって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1人以上配置（常勤専任）している。※経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 言語聴覚士、保育士、相談支援専門員	・職員の採用に当たっては、資格証明書類、実務経験、支援の経験年数を確認している。 ・在職職員については、年度当初に各資格や経験年数の継続状況を再確認している。